

## 別室での視聴について

### 1 別室の取扱い

尼崎市防災会議の傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合など、必要に応じて、尼崎市防災会議を視聴できるように別室を確保するよう努める。

### 2 視聴の手続き

別室で視聴を行う者の事前申し込みや受付は原則不要とする。

### 3 非公開時の措置

「尼崎市防災会議における傍聴取扱要領」に定める傍聴の取扱いとおり、尼崎市防災会議の決議により、公開しないこととされた事項が協議されるとき等は、別室で視聴している映像や音声を停止する。

### 4 遵守事項

別室で視聴を行う者は、係員の指示に従い、他の視聴者に迷惑がかかる行為を行ってはいけない。

### 5 迷惑行為時の措置

係員は、迷惑行為を発見した場合、その行為を制止させるため、退出など必要な指示を行うことができる。

以 上

## ○別室の利用にあたっての注意事項

別室で視聴を行う場合は、次の事項を守っていただきますようお願いいたします。

係員が迷惑行為を発見した場合は、退出など必要な指示を行わせていただきます。

- (1) 1人1席で利用を行い、椅子の移動はしないでください。
- (2) 別室内での飲食はしないでください。
- (3) 私語は慎んでください。
- (4) 拍手や楽器等を用いて、大きな音を出さないでください。
- (5) パソコン、プロジェクター、スクリーン等の資機材には触れないようにしてください。
- (6) 係員から指示がある場合は従うようにしてください。